

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用バッテリー灯（10台）の点検において、蓄電池電槽内極柱及び極板に腐食が認められたため、対応検討	D	
2	2号機	第3給水加熱器（B）用レベル調整弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋大物搬入口（管理区域内）において、資機材搬出のため、車両に積み込み作業を行っていた協力会社作業員が、トラック荷台と搬出機材の間に右手中指をはさまれ負傷したため、業務車にて病院へ搬送した。診断の結果、「右中指末節骨開放骨折（2週間の加療を要する見込み）」と診断されたため、対応検討	B	
4	3号機	4月6日に発生した制御棒過挿入事象の調査に伴う制御棒（38-43、42-43、34-31、42-47）のスクラム入口弁（計4台）の点検において、シート部に一部欠損のあることが認められたため、対応検討	B	
5	3号機	タービン補機冷却系ポンプ（C）の点検において、ポンプ側と電動機側基礎面の高さに相違があり、ポンプ及び電動機のセンターリング調整ができないことが認められたため、ポンプ脚部と基礎面の間にスペーサーを挿入し、ポンプの軸心をかさ上げし、電動機とのセンターリングを再調整	D	
6	4号機	屋外復水貯蔵タンク北側立抗入口扉に脱落が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
7	6号機	原子炉建屋換気空調系局部風量制御ダンプの操作器（2台）の内部部品よりエアリークが認められたため、当該部品を交換	D	
8	6号機	主タービン衛帯蒸気復水器の排気放射線モニタ用サンプリングラックのサンプルポンプの入口フレキシブル配管にリークが認められたため、当該配管を交換	D	
9	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）電動機の点検において、ケーブル被覆のシールド線に絶縁抵抗の低下が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
10	6号機	所内蒸気戻り系配管のサポートに変形が認められたため、当該サポートを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	6号機	取水設備スクリーン装置（10台）の点検において、ドライブチェーン点検用の口止め金具に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	使用済燃料プール内の状況確認において、模擬燃料の上部にチャンネルボックス表面の酸化膜の剥離片が発見されたため、回収したが剥離片は粉碎し確認できなかった	D	
13	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）の点検において、管側フランジガスケットにリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
14	6号機	原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気管原子炉格納容器外側隔離電動弁駆動部の点検において、当該弁駆動部に地絡の警報発生が認められたため、対応検討	B	
15	6号機	残留熱除去系ポンプ（C）駆動用電動機の軸受冷却水流量スイッチのドレン口より海水漏えい（堰内に約750リットル）が認められたため、当該部を修理	C	
16	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-35）引抜配管ベント弁の出口側カバーにリーク（1滴/5秒程度、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備（A）1次セラミックフィルタ冷却ボックス（A～D）の覗き窓に汚れが認められたため、当該窓を点検・清掃	対象外	
18	集中環境施設	制御電源室換気空調系冷凍機（B）圧縮機（No. 2）出口圧力計検出元弁に油のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	その他	共用プール建屋の西側道路において、陥没（幅60cm×深さ1m）が認められたため、当該道路を点検・補修	C	6月29日再審議にてグレード変更 D → C

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで